2020年1月時点

車両出入口設置に関する手続き案内

大阪府　枚方土木事務所

〒573-0027大阪府枚方市大垣内町2丁目15番1号

電話：072-844-1331（代表）

担当：管理課

提出書類一覧（◎は必須、〇は内容により必要があれば添付）

◎道路工事施行承認申請書

◎位置図

◎現況写真

　・車両出入口を設置する位置を明示する。

◎現況平面図・断面図

・撤去工事の範囲と数量を明確にし、既存の人孔や桝も記載する。

・縦横断勾配やレベルを記載する。

（注１～３）

◎計画平面図・断面図（*記載例有り*）

　・新設工事の範囲と設置する構造物の種別及び数量を明確にする。

・縦横断勾配やレベルは具体的な計画数値を記載する。

1. 施工内容が多い場合は、舗装補修や植栽移設等を別図で作成する。
2. 現況及び計画図面はそれぞれの縮尺を統一する。
3. 平面図で施工数量が確認できない場合は数量計算書を添付する。

◎構造図・仕様書

　・実際に使用する構造物の資料（写し可）を添付する。

縁石等の仕様は府ＨＰ「道路構造物構造図（画像ファイル）」ページより閲覧可能。

　　（<http://www.pref.osaka.lg.jp/dorokankyo/hyojunsekei/douro2.html> ）

〇理由書（様式自由）

　・申請に至る経緯または車両出入口の必要性について記載する。

　・土地の形状や利用形態による特別な事情がある場合は、その旨を記載する。

〇交通安全対策図

　・有効幅員や規制看板、ガードマンの配置について記載する。

〇車両軌跡図

　・４ｍより大きい切下げ幅を計画する場合等に、敷地に乗入する最大車両の諸元とその軌跡を示す。

〇土地利用計画図

　・建物の配置及びその形態、駐車位置や車種、台数等が分かるよう作成する。

　・敷地内の排水が道路式に流出しないことがわかるよう、排水処理計画を記載する。

〇施工数量一覧表（*記載例有り*）

　・新たに設置する構造物（縁石等）は各仕様の数量を記載し、舗装構成が異なる場合も

それぞれの面積を記載する。

・撤去と復旧の数量が一致するよう作成し、平面図・断面図とも齟齬が無いようにする。

車両出入口部等の設置基準

第1　車両出入口部の設置基準

　１　車両出入口部は自動車の車道側から民地側への出入に必要な箇所及び幅を定めて、歩道部を自動車荷重に耐えるように構造変更するもので自動車の利用状況に応じて次の基準により設置する。ただし、設置に際して歩道を通行する歩行者、車椅子利用者などの安全確保を最優先に考慮するものとする。

　　（1）車両出入口の幅は民地側で車両出入可能な幅とし、最大６ｍ以内とする。

　　（2）車両出入口の設置数は原則1箇所とする。敷地が十分広い場合は2箇所まで設置可能とするが、出入口間の中心間隔は14ｍ以上を原則とし、幅も４m以内とする。

（3）工場、倉庫、ガソリン給油所など大型車両の出入が予想される土地利用に係るもので、車両出入口の幅が上記（1）（2）の基準によりがたいときは車両の軌跡図等により決定する。

　　（4）車道部に取り付ける角度は直角を原則とし、やむをえない場合でも45度以下としてはならない。

　　（5）次に掲げる箇所には車両出入口部を設けてはならない。

　　　（イ）横断歩道の中及び前後5ｍ以内の部分

　（ロ）交差点（総幅員7ｍ以上の道路の交差する交差点をいう。）及び交差点の停止線（停止線のない場合は側端又は道路の曲がり角）から５ｍ以内の部分。ただし丁字型交差点のつきあたりの部分を除く。

（ハ）地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から前後５ｍ以内の部分

（ニ）バス及び路面電車の停留場の標柱又は標示板から10ｍ以内の部分

（ホ）バス停車帯の部分

（ヘ）道路の縦断勾配が10％以上ある路面に接する箇所

（ト）交通信号、道路照明柱、道路標識柱、防護柵などの施設を撤去し、又は移設を必要とする箇所。ただし当該施設の管理者が撤去又は移設することに同意した場合を除く。

（チ）交通量の少ない道路にも接し、府道（又は国道）に出入りする必要の認められない箇所

（リ）トンネル、洞門等の前後各50ｍ以内の部分

（ヌ）橋の部分

（ル）民地側に自動車を保管する場所がない箇所。

２　車両出入口部の舗装構成

　　　車両出入口部の舗装構成は下表を標準とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 舗装全厚 | 舗装構成 | | |
| 密粒AS | 粗粒AS | 路盤 |
| 大型車 | 45 | 5 | 5+5 | 30 |
| 中型車 | 35 | 5 | 5 | 25 |
| 乗用車 | 30 | 5 | － | 25 |

　３　その他の注意事項

（1）交通安全対策

　　　　　幅員が２ｍ以上ある歩道で、車両が車両出入口部以外の歩道上に進入するのを防ぐ必要がある場合には、車止め等を車両出入口部に設置するなどの対策をとること。なお、設置にあたっては、点字ブロックを設置するなど、歩行者の通行の支障にならないよう留意すること。

（2）人孔の取扱い

　　　　車両出入口の設置部に人孔がある場合、必ず人孔の高さ調整を行うこと。

（3）側溝の取扱い

官民境界沿いに側溝がある場合には、指定する側溝蓋を設置すること。

（4）排水施設

歩道等面が低いために降雨時に水の溜まる恐れが生ずる場合は、雨水桝の設置等排水に配慮した構造とすること。

（5）民地の協力

車両出入口の設置により、歩行者又は自転車の通行に支障をきたす場合には、当該歩道等における民地側のすりつけ等の処置を行うこと。

（6）縁石ブロック

　　　　歩車道境界に設置する縁石ブロックは、平ブロックの使用を基本とする。

（7）集水桝の改修

　　　　出入口部に桝が存在する場合は、車両の出入に耐えられるよう、桝の改修を行うこと。